課題1 審査関係人への職権送付について

以下の課題事項については、行政不服審査会の各部会において統一的な取り扱いを行う ことを意図したものではなく、それぞれの部会の運用を共有し、より良い方法を探っていけ たらという意図で設定しております。

つきましては、委員の皆様には忌憚なきご意見をいただければと考えております。

課題事項(1)

大阪市行政不服審査会においては、大阪市行政不服審査会運営要領第14条の2第1項の規定に基づき、部会ごとに、職権送付の要否及び非公開部分や、あわせて審査会が審査庁に主張書面等を求めた際の書面(様式第8号)等を送付するか否かを判断しているところです。この点、部会ごとに判断基準が大きく異なると、どの部会に係属されるかによって審査関係人が得られる情報が異なり、その結果として、審査関係人が審議情報を得ようと閲覧・交付請求を行う際の手間や費用が変わり得ることから、以下のような点について、ご意見をいただければと思います。

- ・職権送付はどのような場合に必要と考えるか(例:差し支え意見がない限り送付)
- ・提出者から差し支え意見があった場合にどのように取り扱うか(例:職権送付においては 提出者の意見を尊重し送付しないか又は意見通り差し支え部分を黒塗して送付)
- ・審査会が主張書面等を求めた場合に、求めた文書もあわせて送付するか否か(例:提出者の差し支え意見を踏まえて問題ないと考えられる限りあわせて送付)

課題事項②

大阪市行政不服審査会運営要領第 14 条の 2 第 1 項に、「職権で、審査関係人に対し、主張書面等の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したもの)を送付することができる。」とあるように、職権送付の対象は「主張書面等の写し」(なお、ここで言う「主張書面等」は第 8 条第 3 項に定義規定があり「主張書面又は資料」のことを指しています。)とされており、大阪市行政不服審査会運営要領第 18 条に基づき作成している「口頭説明及び陳述記録書」のようなものは対象となっておりません。

この点、審査庁等から提出される主張書面等では事実関係がわからず、処分庁陳述等の機会に委員より質問を行うことによって事実関係が判明することも見受けられることから、 以下の点について、ご意見をいただければと思います。

・職権送付の対象について、「主張書面又は資料」以外に拡張した方がよいか否か。

課題事項に関する説明

1 職権送付とは

行政不服審査法では、審査関係人が審査会に対して主張書面や資料を提出する場合、裁判のように相手方に主張書面等を直送するような規定はなく、審査関係人より行政不服審査法第81条第3項において準用する第78条第1項に基づく閲覧・交付の請求があって初めて、閲覧等を認める規定になっています。

しかし、そのような運用では、閲覧等請求がなければ主張書面に対する相手方の反論が 徴収できないこと、また、閲覧等請求があった場合でも、閲覧・交付手続きのため長期間 (交付の場合、請求→部会での決定→決定通知書及び納入通知書の送付→払込の確認→ 郵送の手続きになります。)を要することから、大阪市行政不服審査会運営要領に規定を 置くことにより、部会の判断で、閲覧等の請求を待つことなく主張書面及び資料の送付を 行えることとし、この仕組みを大阪市行政不服審査会運営要領第 14 条の 2 のとおり、職 権送付と呼称している次第です。

2 制定経緯について

平成 28 年度に行われた大阪市行政不服審査会において、「資料の閲覧・謄写の申請があった場合、部会に諮って、決定を出してという流れで判断をするのか。もしそうであるならば、時間のロスになる。改正行審法の「迅速性の確保」の趣旨とも逸れるのではないか。」との当時の委員の方からのご意見があり、審理員審理及び審査会審議において職権送付を活用することとし、審理員に対しては制度所管から職権送付を行うよう通知をもって促し、審査会においては行政不服審査会運営要領に「必要があると認めるとき」に部会の判断で送付を行えることとしました。

3 公文書公開請求及び保有個人情報開示等請求との関係について

なお、大阪市行政不服審査会へ提出された主張書面や資料は、大阪市情報公開条例(以下「情報公開条例」という。)第2条第2項の「公文書」に該当し、また、提出された主張書面や資料に記載等されている個人情報は、大阪市個人情報保護条例(以下「保護条例」という。)第2条第2項の「個人情報」に該当し、情報公開条例第5条の公文書公開請求や保護条例第17条第1項の保有個人情報開示等請求の対象となります。

公文書公開請求や保有個人情報開示等請求があれば、公文書公開請求に係る公文書又は保有個人情報開示等請求に係る保有個人情報(以下「対象文書」という。)を所管する部署が対応を行うこととなっており、例えば、総務部会係属事件について審査庁から資料の提出があれば、総務局行政部行政課が当該対象文書を保管することとなり、総務局行政部行政課が情報公開請求等の対応を行うこととなります(なお、行政不服審査会に提出された文書は30年保管となります。)。

総務部会事件について、審査請求人から審査庁提出主張書面等についての公文書公開

請求があれば(「大阪市長(審査庁)から大阪市行政不服審査会(総務部会)あて提出された主張書面及び資料一切」等の請求が想定されます。)、総務局行政部行政課において公文書の特定を行った後、情報公開条例第7条に基づき非公開情報が記録されていないかを確認の上、公開あるいは部分公開の決定を行うことになります。

同じように、総務部会事件について、審査請求人から保有個人情報開示等請求があれば (「大阪市行政不服審査会が保有する審査請求人の個人情報一切」等の請求が想定されま す。)、提出された文書のうち、例えば個人情報が記載されたケース記録を特定の上、保護 条例第 19 条に基づき非開示情報が記載されていないかを確認の上、部分開示等の決定を 行うこととなります。

なお、公文書公開請求及び保有個人情報開示等請求において、交付を求める場合には、 公文書の写しの作成費用を負担いただくことになります(閲覧は無料)。

これらは、行政不服審査法第81条第3項において準用する第78条第1項に基づく閲覧・交付の請求とは別の権利ですので、並行して行うことができます。

4 現状について

それぞれの部会の現状は、概要以下の通りです。

	要否	差し支え	求めた文書	主張書面等以外
総務第1部会	原則送付	差し支え意見に	原則送付	送付なし
		従い職権送付		
総務第2部会	個別に判断して	差し支え意見を	個別に判断	送付なし
	いるが結果とし	踏まえつつ部会		
	て概ね送付	の判断で職権送		
		付		
税務第1部会	審査会に対し主張書面等の提出はあったが、部会で職権送付の必要を			
税務第2部会	特には確認しておらず、結果的に送付していない。			

注:上記は、あくまでここ最近の事例をもとに事務局において簡単にまとめさせていただいたものであり、過去の一切の運用や今後の運用について保証するものではありません。

事前にいただいた意見

榊原委員:極端な意見かもしれませんが、迅速性の確保に重きを置くのであれば、差支え意 見がないものはすべて送付、差支え意見のあるものは全て職権送付しない運用 を検討してもいいように思います。

参考条文

行政不服審査法

(提出資料の閲覧等)

第七十八条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとすると きは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。 ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

大阪市行政不服審査会運営要領

(主張書面等の職権送付)

第 14 条の 2 部会は、調査審議の充実及び効率的な遂行のため、必要があると認めるときは、職権で、審査関係人に対し、主張書面等の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したもの)を送付することができる。

2 部会は、前項の送付をしようとする場合には、送付しようとする主張書面等に係る職権送付についての意見を既に聴取している場合を除き、様式第23号の書面若しくは同書を電磁的記録に変換したものにより、当該主張書面等の提出人に、当該職権送付についての意見を聴取する。

(調査結果の記録の作成)

第18条 部会は、調査を審査関係人、鑑定人、参考人又は処分庁その他の関係行政機関からの口頭による説明又は意見の陳述を聴取する方法により行ったときは、その要旨を記載した書面を作成しなければならない。

大阪市情報公開条例

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長、本市が単独で設立 した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規 定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)並びに大阪市住宅供給公社をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(本市が単独で設立した地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社(以下「本市が単独で設立した地方独立行政法人等」という。)の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く。

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

大阪市個人情報保護条例

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。

- (1) 実施機関 市長、大阪市会議長(以下「議長」という。)、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに本市が単独で設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。
- (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

- (3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、市規則で定めるものをいう。
- ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、 記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録

された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- (4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして市規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (5) 保有個人情報 実施機関の職員(本市が単独で設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)第2条第2項に規定する公文書並びに大阪市会事務局(以下「事務局」という。)の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議長が管理しているもの(官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの(以下「出版物」という。)を除く。)をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- (6) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。
- (7) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、 又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他市規則で定める処理を除く。
- (8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。 (開示請求権)

第17条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有 する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。